

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

No. 2507

「知る・見つけ出す・気づく」を柱に
危険見抜く力養う道場教育

三菱ふそうトラック・バス川崎工場

特集Ⅱ

砂防工事で進む遠隔・自動施工

土砂崩壊や重機接触から作業者守る

国交省 中小建設業の活用拡大へ

ニュース

健康確保に重点置き指導

厚労省 監督方針を見直し

労働災害動画 配信しています！

↓コチラから



安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

10月
1日号

2026



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 福岡会
社会保険労務士法人 豊永経営労務事務所
代表社員 豊永 健雄

第 393 回

始業前に階段から落ちてケガ

■ 災害のあらまし ■

複数の営業所がある S 社の A 営業所に 1 日だけの配送アルバイトとして派遣会社から紹介された H が、始業前に階段から転がり落ちてケガをし、仕事することなく帰宅した。

■ 判断 ■

始業前であっても営業所施設内でのケガであり、運転業務の前提となる運転免許証を取りに行く途中であったことから業務上の災害となった。また、今回のケガは、派遣会社ではなく S 社の業務災害として取り扱われた。

■ 解説 ■

アルバイト当日、H は始業時刻の少し前に A 営業所に出勤し、2 階事務所で業務の説明を受けるため待機していた。配送アルバイトのため業務説明前に営業所担当者が「運転免許証を確認させてもらえますか？」と尋ねると、「（H が通勤してきた）車に置いてきたので取りに行ってきます」と言って外に出た。階段を降りる際に下から 4 段目あたりで足を踏み外し、横向きの体勢（寝ころんだ状態）のまま 1 階へ転げ落ち、右肩、右手親指の付け根を打って負傷した。

業務開始前の事業場施設内における業務と接続する行為については、行政通達（昭 50・12・25 基収第 1724 号）で次のような判断基準が示されている。「事業場施設内における業務に就くための出勤又は業務を終えた後の退勤で業務と接続するものは、業務行為そのものではないが、業務に通常付随する準備後始末行為と認められている。したがって、その行為中の災害につ

いては、労働者の積極的な私的行為又は恣意行為によるものと認められず、加えて通常発生しうような災害である場合は、業務災害として扱うもの」とされていることから、今回のケースが業務災害として扱われると考えられる。

その一方で、Hは、派遣会社からの紹介であったことから、派遣元（派遣会社）の労災保険を適用して処理することが一般的のように思われる。

派遣労働者に関しては、厚生労働省資料「労働者派遣事業に対する労働者災害補償保険の適用等について（現状）」に次のような記載がある。「労働基準法の災害補償責任の所在」として、労働者派遣事業における事業主の災害補償責任については、①派遣元事業主は、労働者の派遣先事業場を任意に選択できる立場にあり、労災事故の起きた派遣先と労働者派遣契約を締結し、それに基づいて労働者を派遣したことに責任があること、②派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によって派遣先の事業場において就労させているのであるから、派遣労働者を雇用している者として、派遣先の事業場において派遣労働者の安全衛生が確保されるよう十分配慮する責任があること、③業務上の負傷・疾病に係る解雇制限の規定（労働基準法第19条第1項）あるいは、補償を受ける権利の退職による不変更の規定（労働基準法第83条第1項）は、労働契約関係の当事者である派遣元事業主に災害補償責任のあることを前提としていえると考えられること等を考慮し、労働者派遣法においては、特例を設けず、派遣元事業主に災害補償責任を負わせることとされている。

今回のケースは、派遣会社からの職業紹介であっただけで特殊なケースではない。



派遣会社からの紹介が必ずしも派遣労働者とは限らず、有料職業紹介の場合もある。派遣社員の事業主は派遣会社となるが、職業紹介の場合は紹介先（実際に勤務する会社）が事業主になる。

なお、最初の経緯として、S社の労災として申請したところ、所轄労働基準監督署から「派遣会社の労災ではないか？」と問い合わせがあった。派遣会社との契約は本社が行ったため、A営業所は契約内容まで知らされておらず、派遣労働者が来るものと認識していた。S社本社は当たり前に自社の労災として処理した。負傷日と初診日が異なっていたことから、初診日に誤りがないかの確認のため、所轄労基署がA営業所に電話連絡した際、事務職員が「派遣社員なのでわかりません」と返答したことから、同労基署は「派遣社員の労災は派遣会社の労災を使うことになります」と本社へ連絡したという。本社担当者は「Hさんは職業紹介なので当社の労災を使うことになるのではないですか？」と伝え、今回S社の労災適用が正しいとされた。これは余談だが、Hの紹介に対し、派遣会社からS社に紹介料の請求はされなかった。

www.srup21.or.jp